⑼　本工事は、入札後に落札予定者と弊社とが、より合理的な施工方法や資材調達方法等に係る技術的な協議（以下「技術提案協議」という。）を実施し、技術提案協議に基づく価格で契約することが出来る技術提案協議方式の適用工事である。

ただし、入札額が低入札価格調査制度の重点調査価格を下回った場合は、技術提案協議は実施しない。

⑽　本工事は、すべての入札参加者から単価表の提出を求める工事である。

⑾　本工事は資料の提出、入札を電子入札システム又は郵送で行う対象工事であり、当社ホームページに掲載の電子入札（郵送入札）運用マニュアルを適用する。なお、電子入札によりがたいものは、電子入札（郵送入札）運用マニュアルに基づき契約責任者の承諾を得て郵送による紙入札方式によることができる。

2　競争参加資格　当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、名古屋支社長による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。

⑴　中日本高速道路株式会社契約規則（平成18年中日本高速道路株式会社規程第25号。以下「規程」という。）第11条の規定に該当しない者であること。

⑵①　【単体の場合】

土木工事において、開札時に平成21・22年度中日本高速道路株式会社一般競争の参加資格を有し（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、当社が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）かつ、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,300点以上の土木工事を有している者（上記の再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,300点以上（土木工事）であること。）。

②　【特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合】

土木工事において、開札時に平成21・22年度中日本高速道路株式会社一般競争の参加資格を有し（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、当社が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）かつ、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,300点以上の土木工事を有している者の２者で構成された共同企業体。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。又は、この条件を満たす２者で構成された特定建設工事共同企業体。

⑷　平成12年以降に元請けとして完成・引渡しが完了した、次に掲げるア）及びイ）の工事の施工実績を有すること。なお、次に掲げる各工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。（特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）

①　単体又は特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者

ア）土工量（切土量又は盛土量の大きい方）が190万㎥以上ある道路土工工事

イ）躯体高さ（フーチング下端から橋脚の天端までの高さ又はケーソン、深礎の天端から橋脚天端までの高さ）20m以上のコンクリート橋脚の工事

②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者以外

ア）土工量（切土量又は盛土量の大きい方）が95万㎥以上ある道路土工工事

イ）躯体高さ（フーチング下端から橋脚の天端までの高さ又はケーソン、深礎の天端から橋脚天端までの高さ）10m以上のコンクリート橋脚の工事

⑸　次に掲げる基準を満たす現場代理人及び主任（監理）技術者を当該工事に配置できること。

①　専任の主任（監理）技術者が、１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の国家資格を有する者であること。なお、専任を要する期間は、工事現場が稼動（準備工事を含む）している期間とする。なお、複数の主任（監理）技術者を配置する場合は、下記の期間とする。

・土工工事に係る工事の経験を有する技術者は工事現場が稼動している期間。

・下部工工事に係る工事の経験を有する技術者は下部工工事の工事現場が稼動（準備工は含まない）している期間。

②　配置予定技術者の工事経験　現場代理人、専任の主任（監理）技術者のうち１名以上が、平成12年度以降に元請けとして完成・引渡しが完了した、次に掲げるア）及びイ）の施工実績を有すること。ただし、次に掲げる各工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。（各工種の経験者を複数名配置しても良い）また、現場代理人の他、複数の主任（監理）技術者を配置することができることとし、すべての工種の経験を同一の者が有している必要はない。なお、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。

土工工事

ア）土工量（切土量又は盛土量の大きい方）が95万㎥以上ある道路土工工事

下部工工事

イ）躯体高さ（フーチング下端から橋脚の天端までの高さ又はケーソン、深礎の天端から橋脚天端までの高さ）10m以上のコンクリート橋脚の工事

③　専任の主任（監理）技術者を配置する場合にあっては、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお恒常的雇用関係とは、技術資料提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

④　監理技術者にあっては、技術資料の提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑹　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）の提出期限の日から開札の日までの期間に、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づき、「地域１」において、資格登録停止を受けていないこと。共同企業体の場合は、各構成員が前述の期間において資格登録停止を受けていないこと。

⑺　共同企業体を構成する場合においては、次に掲げる事項を満たしていること。

①　各構成員が当該工事に対する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

②　各構成員が当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

③　中日本高速道路株式会社が別に定める共同企業体協定書（甲）による協定書（案）が提出されていること。

④　各構成員の出資比率が30%以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

⑻　上記１に示した工事に係る設計業務等の請負人又は当該請負人と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑼　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者またはこれに準ずるものとして、公共工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。